

令和5年度 市民税県民税申告書

(注) この申告書は所得税の確定申告書ではありません。所得税の還付を希望する人、所得税の納付が必要な人、確定申告の義務がある人は、税務署に確定申告書を提出する必要があります。

弘前市長殿		現住所	弘前市大字		職 業		屋 号		区
申 告 者	1月1日住所 (上記と異なる 場合のみ記入)	弘前市大字			生年月日	明 大 昭 平 令	年 月 日		
	フリガナ				世帯主氏名		続柄		
	氏名				電話番号				
	個人番号								
令和 年 月 日提出									

◎前年中、無収入または非課税収入のみの人 (該当するものに○をつけてください。)

A	遺族年金	B	障害年金	C	生活保護	D	その他()
---	------	---	------	---	------	---	--------

◎所得金額(令和4年1月1日から令和4年12月31日までの分についてご記入ください。)

	A 収入金額	B 必要経費	C 専従者控除	所得金額
事業	営 業 等			① A-B-C
	農 業			② A-B-C
	不 動 産			③ A-B-C
	利 子			④
	配 当			⑤ A-B
	給 与	9ページをご確認ください。		⑥
雑	公的年金等	9ページをご確認ください。		⑦
	業 務			⑧ A-B
	そ の 他			⑨ A-B
	合 計	⑦+⑧+⑨		⑩
総合譲渡・一時				⑪
裏面の計算欄をご使用ください。				⑫
合 計				⑬

◎所得から差引かれる金額(所得控除額)

	所得控除額
社会保険料控除	⑭
小規模企業共済等掛金控除	⑮
生命保険料控除	⑯
地震保険料控除	⑰
寡婦、ひとり親控除	⑱
勤労学生控除	⑲
障害者控除	⑳
配偶者控除	㉑
扶養控除	㉒
16歳未満の扶養親族	㉓
基礎控除	㉔
⑬から㉔までの合計	

雑損控除(証明書添付)

損害の原因	損害年月日	資産の種類	損害金額	補てん金額	災害関連支出の金額	㉕
A 支払った医療費		B 補てん金額		㉖		㉗
合 計 (㉕+㉖+㉗)						㉘

別居の配偶者・扶養親族・事業専従者に関する事項(1月1日時点の氏名・住所)

氏 名	住 所	氏 名	住 所

事業専従者に関する事項

氏 名	続柄	生年月日	専従者控除額	個人番号
明 大 昭 平			円	
明 大 昭 平			円	

○給与収入

〔源泉徴収票、給与明細書等がない人は事業所
または雇主から証明を受けてください。〕

月	日給	日数	月収	備考
1	円	日	円	
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
賞与等				円
合計				円
勤務先住所				印
勤務先名				
勤務先電話番号				

○寄附金に関する事項(受領証明書等添付)

都道府県、市区町村分(特例控除対象)	円
青森県共同募金会、日赤青森県支部分、 都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)	
条例指定分	青森県
	弘前市

「都道府県、市区町村分(特例控除対象)」、「青森県共同募金会、日赤青森県支部分、都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)」の各欄には、当該団体へ寄附した金額をご記入ください。
「条例指定分」の「青森県」、「弘前市」の各欄には、青森県、弘前市の条例で指定された寄附金を支出した場合にそれぞれご記入ください。

○事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額	円
損益通算の特例適用前の不動産所得		円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類	
	損失額、被災損失額(白)	円
前年中の開廃業	開始・廃止	月 日 □他都道府県の事務所等

○所得金額調整控除に関する事項

氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令
特別障害に該当する場合	級	別居の場合の住所	
個人番号			

○配当割額または株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	

○上場株式等の配当所得等に係る市民税県民税の課税方式に関する事項

当申告書の内容を優先とする場合は、下記へ ☒ してください。
☐ 上場株式等の配当所得等や上場株式等の譲渡(源泉徴収がある特定口座)に係る所得については、当申告書を優先する。

※市民税県民税の計算に反映しない所得は記載しないでください。

○その他特殊事項など

--

家屋敷に関する事項

事務所・事業所 家屋敷の所在地	弘前市大字
--------------------	-------

○不動産所得の内訳

不動産の所在地			
支払者の「名称」及び「所在地」等			
収入金額	家賃	(1ヶ月 円) × (ヶ月)	円
	地代	(1ヶ月 円) × (ヶ月)	
	小作料		
	収入金額合計		A 円
必要経費	減価償却費	円	修繕費 円
	借入金利子		土地改良費
	租税公課		
	損害保険料		雑費
	必要経費合計		B 円

◇減価償却費の計算

平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産 《償却率は13ページ中段のCⅠをご確認ください。》

減価償却資産	取得年月	取得価額(A)	償却の基礎になる金額(B)	耐用年数	償却率(CⅠ)	本年中の償却期間(D)	専用割合(E)	減価償却費 A×CⅠ×D×E
	・			年		/12月	%	
	・					/12月		
計	(必要経費の減価償却費欄へ)←							円

平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産 《償却率は13ページ中段のCⅡをご確認ください。》

(償却可能限度まで達した償却資産は、その翌年以後5年間で残存価額を均等に1円まで償却することができます。)

減価償却資産	取得年月	取得価額(A)	償却の基礎になる金額(B)	耐用年数	償却率(CⅡ)	本年中の償却期間(D)	専用割合(E)	減価償却費 B×CⅡ×D×E
	・		円	年		/12月	%	
	・					/12月		
計	(必要経費の減価償却費欄へ)←							円

○山林所得・退職所得に関する事項

山林所得	A 収入金額	B 必要経費	C 専従者控除額	D 特別控除額	E 青色申告特別控除額	所得金額 A-B-C-D-E
	円	円	円	円	円	円
退職所得	A 収入金額	勤続年数	普通・障害	B 退職所得控除額	C 差引金額(A-B)	所得金額 C×0.5
	円	年 (年 月 間)	□普通□障害	円	円	円

○総合譲渡・一時所得に関する事項

総合譲渡	A 収入金額	B 必要経費	C 特別控除額	所得金額(A-B-C)	合計
	円	円	円	円	円
一時				円	円

○分離譲渡・株式譲渡・先物取引に関する事項

	A 収入金額	B 必要経費	差引金額(A-B)	C 特別控除額	所得金額
分離短期	円	円	(28) 円	円	A-B-C 円
分離長期			(29)		A-B-C
一般株式等の譲渡				(30)	A-B
上場株式等の譲渡				(31)	A-B
上場株式等の配当等				(32)	A-B
先物取引				(33)	A-B
特例適用条文 所得税法 租税特別措置法					条の項号

納付方法の選択

給与・公的年金等に係る所得以外(令和5年4月1日において65歳未満の人は給与所得以外)の市民税県民税について希望する方を選択してください。

☐ 給与から差引き(特別徴収) ☐ 自分で納付(普通徴収)

源泉徴収票、各種証明書等(写し可)の右端をここに貼ってください。